

島教企第639号
令和3年8月27日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

「レベル2」の感染レベルに対応した学校教育活動
における感染症対策について（通知）

このことについて、7月以降、全国的に感染が急拡大し、島根県も、国の新型コロナウイルス感染症分科会提言における分類の「ステージ3」（感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階）に相当する感染状況となり、文部科学省による学校衛生管理マニュアルにおける「レベル2」の感染レベルに対応した措置が必要となりました。

レベル2の場合にも、基本的には「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】【特別支援学校版】（令和3年5月14日時点）」で示している内容に沿って対応いただくこととなりますが、レベル2に対応して、内容に一部変更・追加をすべき事項があり、それらについて、別紙のとおり整理しました。

各学校長におかれましては、これに基づき、各家庭とも十分に連携しつつ、改めて新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していただき、持続的な学校運営に配慮いただくようお願いいたします。

※令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」に添付のチェックリスト（別添）も参照し、感染症対策にご利用ください。

（担当）

学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

教育指導課学力育成スタッフ（0852-22-6132）

特別支援教育課指導スタッフ（0852-22-5988）

保健体育課学校体育グループ（0852-22-5426）

保健体育課健康づくり推進室（0852-22-5425）

項目		レベル2における対応事項等	5/14 時点ガイドラインからの変更・追加点
P1 1 (1) ①	基本的な感染症対策の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合及び同居の家族に同様の症状がみられる場合も、登校せず自宅で休養させること。そのために、生徒のみならず、同居家族についても毎日の健康状態を確認できるよう、家族への理解と協力を求めること。 ・家庭と連携し、登校前の毎朝の検温、体温の記録及び風邪症状の確認を徹底すること。 ・登校前に確認できなかった生徒については、できる限り校舎に入る前に検温及び風邪症状の確認をすること。 (衛生管理マニュアル P27) (R3.8.20 事務連絡 P3) ・既にワクチンを接種した生徒においても、3密の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策の徹底を継続すること。(R3.8.20 事務連絡 P4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒のみではなく、同居家族も含むよう変更 ・登校前の確認を徹底するよう追記 ・登校前に確認できなかった生徒について「教室に入る前の保健室等での確認」を「できる限り校舎に入る前に確認」に変更 ・左記事項を追加
P2 1 (2)	授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用方法によっては飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用すること。 ・一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があることを、保護者に適宜情報提供すること。あわせて、着用するマスクの種類によって偏見や差別が生じないよう留意すること。 ・学校内外の普段の生活において自ら感染症対策を意識し、感染リスクが高い活動を控えるなど適切に行動するよう指導すること。 (R3.8.20 事務連絡 P4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記事項を追加
P3 1 (4)	清掃時間や休憩時間等における注意事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施すること。また廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導を工夫すること。 (衛生管理マニュアル P61) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記事項を追加

項目	レベル2における対応事項等	5/14 時点ガイドラインからの変更・追加点
P6 3 (3)	<p>次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。</p> <p>なお、(★)を付した活動は特に感染リスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科共通で、長時間活動するグループ学習や身体接触を伴う活動(★) ・理科における生徒同士が近距離で活動する実験や観察 ・音楽科における室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏(★) ・美術、工芸における生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動 ・家庭科における生徒同士が近距離で活動する調理実習(★) ・保健体育における生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動(★) <p>(衛生管理マニュアル P54-55) (R3.8.20 事務連絡 P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なお書きを追加 ・各課共通、理科、美術、家庭科、保健体育の項目や(★)を追加
P7 3 (6)	<p>体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。</p> <p>なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行ってもよい。また、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重に判断すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、特に感染リスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。 <p>(衛生管理マニュアル P54-55) (R3.8.20 事務連絡 P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通常の学習活動」を「感染リスクの低い活動」へ変更 ・なお書き以降を追加 ・「可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討」を「特に感染リスクが高いことから実施について慎重に検討」へ変更

項目		レベル2における対応事項等	5/14 時点ガイドラインからの変更・追加点
P10 4 (3)	学園祭等について	地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、実施に向けて検討を行うこと。その実施に当たっては、令和3年8月12日付け島教企第595号「夏季休業後の学校教育活動における感染症対策について(通知)」も踏まえ、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。(R3.8.20 事務連絡 P6)	・左記事項を追加
P10 5	部活動について	<p>・顧問の教師や部活動指導員に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。(R3.8.20 事務連絡 P5)</p> <p>・日常の部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。 なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行ってもよい。また、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重に判断すること。</p> <p>・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」、「向かい合って発声したりする活動」については、特に感染リスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。 (衛生管理マニュアル P57)</p> <p>・その他、令和3年7月19日付け島教保第138号「部活動における県外への移動に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」に示した内容も踏まえ検討すること。</p>	<p>・左記事項を追加</p> <p>・「通常の活動」を「感染リスクの低い活動」へ変更</p> <p>・なお書き以降を追加</p> <p>・「可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討」を「特に感染リスクが高いことから実施について慎重に検討」へ変更</p> <p>「向かい合って発声したりする活動」を追加</p> <p>・「令和2年12月2日付け島教保第269号」を「令和3年7月19日付け島教保第138号」へ変更</p>
P14 9 (1)	児童生徒等の出欠の取扱いについて	同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も登校を控えるようにし、出席停止として取り扱うこと。(衛生管理マニュアル P50)	・左記事項を追加

項目	レベル2における対応事項等	5/14 時点ガイドラインからの変更・追加点
P15 10 教職員の感染症対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養を徹底すること。同居の家族に同様の症状が見られる場合も出勤を控えるようにすること。(衛生管理マニュアル P27) (R3.8.20 事務連絡 P3,6) ・既にワクチンを接種した教職員においても、3密の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策の徹底を継続すること。(R3.8.20 事務連絡 P4) ・教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定し、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行うこと。(R3.8.20 事務連絡 P7) ・教職員の食事の場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置とし、原則として会話を控え、食事後の歓談時にはマスクを着用する。(R3.8.20 事務連絡 P7) ・出張については、所属において実際に訪問することの必要性を十分検討の上、命ずること。特に県外の出張については、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施区域にかかわらず、所属において実際に訪問することの必要性を特に慎重に検討すること。県外からの来県(研修講師や会議開催に伴うもの等)についても同様。 ・他県への出張から戻った教職員に対しては、帰県後2週間程度、本人任せにせず、所属長から直接本人に確認するなど、所属長が責任をもって健康観察を行うこと。(R3.8.20 島教総第373号「新型コロナウイルス感染症にかかる県民への依頼内容の周知徹底及び教職員の出張等の取扱いについて」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の家族について追加 ・左記事項を追加 ・県外出張の取扱いを変更 ・「他県(鳥取県を除く)」を「他県」に変更

※表中の「衛生管理マニュアル」は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」2021.4.28 Ver.6

「R3.8.20 事務連絡」は、令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」を示している

学校等における感染症対策チェックリスト

新学期を迎えるに当たり、各学校等においては、以下の点について点検を行い、感染症対策に万全を期していただくようお願いします。

- 発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅で休養することを徹底していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域（※）では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えていますか。

（※）緊急事態宣言の対象区域はレベル3に、まん延防止等重点措置の対象区域はレベル3又は2に該当します。

- 発熱等の風邪症状が見られる児童生徒等・教職員に対し、かかりつけ医等の身近な医療機関を受診するよう促していますか。

- 児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域では、校舎に入る前にこれらを把握していますか。

- 登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導していますか。

- 児童生徒等や教職員に対し、こまめな手洗いの徹底を図るとともに、正しいマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆う、隙間が生じないよう顔にフィットさせる）や健康的な生活により抵抗力を高めるよう促していますか。

- エアコンの使用時を含め、気候上可能な限り、教室等における常時換気を実施していますか。また、学校薬剤師等の支援を得つつ、十分な換気ができているか確認していますか。

- 教室において、レベル3の地域では、児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するように座席を配置していますか。また、レベル2及び1の地域では、1mを目安に最大限の間隔をとるように座席を配置していますか。

- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事前における室内の空気と外気の入れ替えや、食事後の歓談時におけるマスクの着用が行われていますか。

□ 各教科等の学習活動や方法が、衛生管理マニュアルの第3章に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相当するものとなっていますか。特に、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施の是非について、地域の感染レベルに応じて判断していますか。

(※) 全ての教科等についてチェックしてください。

□ 部活動（その前後の活動も含む）において、地域の感染レベルに応じた活動を行っていますか。その際、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。また、部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底していますか。

□ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握していますか。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、児童生徒等の心のケアに取り組んでいますか。

□ 教職員が休暇を取りやすい職場環境とするため、仮に感染を責める雰囲気がある場合は管理職が率先して払拭するよう努める、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行う、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進めるなどの工夫をしていますか。

□ 職員室等において勤務する際に、可能な限り間隔を確保していますか（おおむね1～2m）。また、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用等による分散勤務を検討していますか。

□ 教職員の精神面の負担に鑑み、校務分掌の見直しを図るなど業務負担が過重とならないよう留意していますか。また、予防的な取組の充実や相談窓口の周知など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じていますか。

□ 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学びを保障するため、ICTの活用等による学習指導や学習状況の把握を行っていますか。また、これらが可能となるよう、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組んでいますか。

□ 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導を行っていますか。また、ワクチン接種についても、同様に差別が行われないよう必要な指導を行っていますか。